

午後1時53分開会

○小野委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

資料につきましては、貸与タブレットでご確認をお願いいたします。

それではよろしくをお願いいたします。

1、第2回定例会について、（1）提出予定案件について。

坂田副区長から説明を受けます。

○坂田副区長 令和6年6月19日付で令和6年第2回区議会定例会に提出させていただく予定の案件につきまして、概略をご説明申し上げます。今回は、予算1件、条例5件、契約5件及び報告3件となっております。

はじめに、令和6年度一般会計補正予算第1号でございます。

補正前の額、695億7,561万6千円に、3億4,101万8千円の予算額を追加させていただきます。内容は、低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金、定額減税補足給付金及び千代田区議会議員補欠選挙の各事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は、699億1,663万4千円となっております。

次に、条例案件5件でございます。

まず、財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正でございます。

財政状況の公表を効果的に行うため、題名並びに公表の時期及び方法を改めるほか、規定を整備するものでございます。公布の日から施行いたします。

次に、手数料条例の一部改正でございます。

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の省エネ改修を伴う大規模修繕等を行う場合の、現行基準による制限の緩和に係る認定申請について手数料を新たに設定するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、宅地造成の工事許可申請等に関する手数料を新たに設定し、開発行為の許可申請等に関する手数料の額を改めるほか、規定を整備するものでございます。宅地造成の工事許可申請等及び開発行為の許可申請等に関する手数料に関しましては令和6年7月31日から、その他の手数料に関しましては公布の日から施行いたします。

次に、家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所等における保育士等の配置に関する基準を改めるものでございます。公布の日から施行いたします。

次に、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部改正でございます。

厚生省令介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置に関する基準を改めるとともに、規定を整備するものでございます。公布の日から施行いたします。

次に、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正でございます。

東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更に伴い、この条例に定める同地区地区整備計画における計画地区の区分を追加し、建築物の用途制限、容積率の最高限度、敷地

面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、及び緑化率の最低限度について定めるものでございます。公布の日から施行いたします。

次に、契約案件5件でございます。

まず、南堀留橋塗装塗替等工事請負契約についてでございます。

南堀留橋塗装塗替等工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は、3億8,490万1千円、契約の相手方は、中部塗装株式会社となっております。令和6年度、一般会計、環境まちづくり費、令和7年度及び令和8年度債務負担行為として、予算のご議決をいただいているものでございます。

次に、災害対策用備蓄物資（食料）の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてアルファ化米などの食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、5,442万9,667円、購入先は、株式会社清水商会東京支店となっております。令和6年度、一般会計、総務費として予算のご議決をいただいているものでございます。

次に、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資として携帯トイレなどの衛生用品を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、3,453万9,670円、購入先は、株式会社渡辺武商店となっております。令和6年度、一般会計、総務費として予算のご議決をいただいているものでございます。

次に、災害対策用備蓄物資（水）の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてミネラルウォーターを購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、2,267万6,760円、購入先は、有限会社三章堂となっております。令和6年度、一般会計、総務費として予算のご議決をいただいているものでございます。

次に、防災行政無線操作卓等の購入についてでございます。

防災行政無線システムで使用する操作卓等の機器を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は、2,828万7,600円、購入先は、田中電気株式会社となっております。令和6年度、一般会計、総務費として予算のご議決をいただいているものでございます。

次に、報告案件3件でございます。

まず、令和5年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてでございます。本年第1回区議会定例会におきましてご議決いただきました、令和5年度一般会計予算の繰越明許費、10億1,268万5千円のうち、9億8,146万5千円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告するものでございます。明許費と繰越額との差額につきましては、低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金や旧区立外神田住宅区分所有部分取得などの事業が、年度内に一部執行することができたこと等によりまして繰越額が減少したものでございます。

次に、雉子橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。塗膜剥離の回数や交通誘導員の増加などにより経費が増加したため、契約金額38億2,580万円を39億6,228万3百円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

次に、錦華公園改修工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。門柱灯や、電力を供給するために必要な支柱の設置などにより経費が増加したため、契約金額6億7,625万6,900円を6億7,924万8,900円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、ご説明いたしました議案及び報告案件を、本日このあとご送付申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 ただいまご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

坂田副区長ありがとうございました。ご退席ください。

〔坂田副区長退席〕

○小野委員長 当委員会終了後、議案が送付されます。

（2）、予算特別委員会の設置について。

令和6年度一般会計補正予算第1号については、全議員を委員とする予算特別委員会を設置のうえ審査を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（3）、議案の付託先について。

付託先を確認いたします。

議案。予算。1、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号。予算特別委員会。

条例。1、千代田区財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例。2、千代田区手数料条例の一部を改正する条例。以上2件は、企画総務委員会。

3、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。4、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例。以上2件は、文教福祉委員会。

5、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、環境まちづくり委員会。

契約です。1、南堀留橋塗装塗替等工事請負契約について。2、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について。3、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について。4、災害対策用備蓄物資（水）の購入について。5、防災行政無線操作卓等の購入について。以上5件は、企画総務委員会。

報告。1、令和5年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて。2、雉子橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について。3、錦華公園改修工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について。以上3件は、本会議で報告を受けます。

それでは、次に、移ります。（発言する者あり）

以上、よろしいですか。

以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（４）、会期・日程（案）について。

議長から、第２回定例会の会期日程案が示されましたので、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

（５）委員会への特別職出席依頼について。

委員会の特別職への出席依頼につきましては、委員長から議長へその旨お申し出いただきますよう、お願いいたします。

（６）、会議録署名員について。

14番 白川司議員、15番 永田壮一議員をお願いいたします。

（７）、発言通告の締め切り日について。

代表、一般質問いずれも6月19日水曜日、招集日の午後1時までとなります。失礼いたしました。招集日の午後5時までとなります。また、質問の際にスクリーンを使用する場合は、パワーポイントデータを6月25日火曜日、午後5時までに事務局議事担当へご提出をお願いいたします。

2、公益社団法人ゆとりちよだの経営状況について。

公益社団法人ゆとりちよだの経営状況に関する書類が区長から提出されました。

本日の議運終了後、全議員に配付いたします。

なお、経営状況に関する書類の提出があったことにつきましては、今定例会の本会議で報告いたします。

3、契約にかかる不正行為等に関する現在までの対応経緯について。

前回から進捗があった部分について、ご説明をお願いします。

○石綿次長 それでは、お手元の資料、契約にかかる不正行為等に関する現在までの対応経緯に基づきましてご説明させていただきます。資料3ページ目の左下でございます。議会側の動きとして、令和6年5月30日木曜日、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開催、送付された陳情は継続審査といたしました。調査にあたりまして、現行制度を確認するために、区の制度、公契約であるとか公益通報に関する懇談会の開催を決定するとともに、今後の進め方について議論がなされました。それから、区の制度、公契約、公益通報に関する懇談会を開催しました。以上でございます。

○佐藤総務課長 続きまして、執行機関その他のご報告を申し上げます。3ページ目、執行機関の一番下の部分、令和6年5月28日火曜日、第2回再発防止対策有識者会議開催いたしました。次のページをおめくりください。一番上でございます。令和6年6月5日水曜日、地方公務員法に基づき職員2名の非違行為、官製談合防止法違反に対しまして懲戒処分を実施いたしました。元職員2名からは、処分相当額の給与の自主返納の申し出がございました。続きまして、行政管理担当部長名で各部長等宛に服務規律の確保についてを通知いたしました。最後に区ホームページに官製談合防止法違反により職員を懲戒処分しましたと公表いたしました。ご報告は以上でございます。

○小野委員長 はい。

4、陳情書について。

都市計画審議会による二番町地区地区計画の変更の附帯決議の優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情が、××××××から、議長あてに提出されました。環境まちづくり委員会に送付することといたしますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。5、陳情審査です。

（1）、継続審査。

①送付5-51、千代田区議会議員の定数・報酬・政務活動費の削減を求める陳情の審査に入ります。

こちら前回の委員会で確認したとおり、本陳情審査については、議員定数削減に関する部分について、審査することといたします。それから、ご要望いただいている資料につきましては、一旦すべて配付が終わっている状態です。詳細は本日の貸与タブレットに入っておりますのでご確認をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

ちょっと休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時14分再開

○小野委員長 はい。再開いたします。先ほどの4の陳情書についての部分ですが、個人情報に関わる部分は、議事録から削除させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、引き続き陳情審査です。先ほど申し上げたとおり定数削減という部分についてなんですけれども、こちらについての質疑に入ります。

はい、岩佐委員。

○岩佐委員 色々資料を出していただいております。各区の人数と千代田区特に人口と皆さんの関係だけで今回陳情が出されていると理解していますけれども、ここについても出していただいた資料の中で、必ずしも昼間人口の数も含めて、必ずしもこれが財政負担になりすぎているとか、数だけで並べ替えるものでもないということも、他区の状態を見た限りで、理解しました。その上で、議員定数を削減することについてのメリット、デメリットは、定期的に私たちとしても、ただ単に当たり前に現状維持ということではなく、しっかりと検討していく段階に入っているのではないかと思います。特に、千代田区の人口はまだ増加している傾向にあると思いますけれども、必ず人口が減ることが分かっている状況で、かつ、民間では定年もある中で、定年もなく、定数削減もなくということではなく、私たちが見直しを定期的にするすることで、その適正な人数であるかどうか、あるいは議会がしっかりと機能しているかということをご自身でチェックすることにもなると思うので、ここはひとつ、定数削減については、検討をしていく段階に移っていくことを私は意見として言いたいと思います。

○小野委員長 はい。では今…、はい、小枝委員。（発言する者あり）。

○小枝委員 議員定数削減ということについては、基本的に約700億の年間予算の中で、議会費というのは5億か6億でしたかね。つまりは1%以下なんですね。議員が、議会が活性化し、適切な提案もしくはチェックができるようになると、億単位の効果を上げるということはあると思うんですね。例えば、こういう大きな施設計画がありましたと。議会

の中で議論したら、区民からもらえないよねということになって作りませんでしたと。そうすると100億は使わないで済んだ。そのあと維持費もかけずに済んだ。直近の例じゃないけど。そういうふうなことってというのは、そういうストップがかからずに作っちゃって抱えてヒーヒー言っている区が周りにもいっぱいあるんですね。つまり、どのくらいの規模が適正なのかというのは、それこそ年間予算と議会費を、もちろん効率的効果的、少なくともいいチェックができるのが一番いいと思うんですけど、一番大事なのは議会活性化をすることだっていうふうに思うので、また意見と言われちゃうかもしれないので、質問と言うならば、以前にも質問しましたがけれども、財政規模に対する議会費規模というものについての比較のようなものがあれば、出していただきたい。そして出していただいた上でですね、もうそろそろ次の特別委員会とか。別にどんどん新規で作ってもいいんだけど、やっぱり議会活性化、特別委員会、そして区民にもこうした意見を持ってくださる意見を持つ方にぜひどんどん来ていただいて、どういうふうに、昼間人口規模と、夜間人口規模が、こんなに大きく違う街の議会のあり方が、どうすることが一番みんなを幸せにすることなのか、やっぱりこれは議会が議会の身分として考えるのではなくて、住民のあり方、私たちの考え方として、他にまねすることになるので、考えていくしかないと思うんですね。そういう意味では、これは誰かに、議長に質問するんですかね。みんなで決めることなんでしょうけれども、これは特別委員会を作って積極的に議会活性化ということを行っていくということが、陳情者にお返ししていく上で、私は一番いいことなんじゃないかと思いますので、ちょっと意見が入りましたけども、質問としては、財政規模と、議会費の割合というものを、ぜひ見える化していただくとありがたいと思いますがいかがでしょうか。

○石綿次長 各区の比較という、私が紙でしか持っていなくて恐縮なんですけれども、5月24日付の資料、区議会事務局資料1というところで、令和5年度ということになるんですけども、一般会計当初予算と議会費、それから構成比というのを23区の並びにしている表がございまして、小枝委員ご指摘の件につきましては、こちらをご覧くださいればよろしいかと思われませんが。（割合はと発言する者あり）構成比というのが出ています。こちらをご参考にといいところよろしいでしょうか。

○小野委員長 はい、小枝委員。

○小枝委員 はい。今開きました。区議会事務局資料1。前に見ました。記憶があります。すみません。これを改めて見せていただくと、順位の方が一番右側に書いてあるんですけども、0.67で一番高いのが渋谷区。割合としては実は千代田区は0.61だから比較でいえば高いってということになりますね。議会費は大体1%くらいと聞いたことがあるんですけども、千代田区はかなり全体で低いということは、平均で0.40%なのでよくわかりましたが、傾向としては、23区はこのような形でやっている。資料をいただいたことはありがとうございます。その上で、言わんとするところというのは、昼間人口をたくさん抱えているからと言って、昼間人口の議員がいるわけではないんですね。また、昼間人口のそんなに多く財政に反映されているわけでもないというような状況なのかなと。ちょっと専門家に聞かないと、この数字の分析というのは私にはすぐにできないので、機会があったらぜひ聞いてみたと思いますけれども、これを見てもなお、0.61%の区議会の予算規模で、この700億のチェックをしているということが、どうしたら有効に働くのかと、

これは頭数だけ削減すればそうなるのかということについては、やはり検討が必要ですので、ただ、いつまでもこの陳情を結論を出さずに置いておくということも不誠実なことではあるので、そういう意味では、どうしても意見になってしまうんですけども、私はこれを前向きに取り上げるという意味でも、議会の改革の活性化特別委員会などを作ってですね、あり方を徹底的に、区民も一緒に議論をする場を作ることが一番建設的なんじゃないかと。その結果として削減がいいということになったら、削減したらいいと私は思います。

○小野委員長 はい、牛尾委員。

○牛尾委員 議員定数をどうするかというのは、25でこのまま行きますよということではなく、減らす増やす関係なく、検討していくということは必要だと思います。ただ、活性化という点でいえば、私は数字ではないと思ってまして、やはりいかに、議員一人ひとりが住民の声を届ける質問をし、議会として責任を果たしていくこともあると思いますんで、そこは一つの意見として言いたいと思います。資料の中で、昼間人口、先ほど小枝委員から話もありましたけれども、やはり、議会としては、区の仕事をいかに必要なのかどうか、区民にとってだけではなく、使われる方どうなのかという点でもチェックしていく必要がある。それは区民だけでなく、昼間人口、いわゆる会社、企業、商店とか。そういうところへの区の仕事もあるでしょうから、そのチェックも必要だとも思いますけども。一つ質問ですけども、区の施策として、区民だけではなく、事業者や商店、そういったところの施策もあると思うんですけども、大体どれくらいの割合かわかりますか。区の仕事として、事業者、商店に向けての仕事が大体どれくらいの割合があるのか。

○石綿次長 様々事業がある中で、その事業の執行にあたりまして、対象が区民に限定しているもの、いわゆる昼間区民に限定しているもの、混在しているものもあろうかと思われる。例えば道路とか。その辺になると区民の方だけが使っているとわけでもないこともありますので、明確に分けることは非常に困難かなというような状況です。

○小野委員長 はい、牛尾委員。

○牛尾委員 一つの事業でも、区民対象、そうでない方の対象、両方対象様々あると思うんですけど、例えばこれだけ昼間人口がいるということからすると、こうした人達に向けた税金の使われ方、どうするかという点で、やはり、そこもしっかり議会としてチェックしていくことが求められると思います。そういった意味では、今の人数でも昼間人口で一人当たりを割れば、千代田区が圧倒的に少ないということも言えるわけで、やはり職責を果たすという点ではですね。もちろんこれから検討はしていくんですけども、すぐ減らすということにはなかなかならないかというふうに思います。

○小野委員長 はい。他はいかがですか。前回までに資料をたくさん配られていますので、そちらについて特にありましたらお願いします。もちろんご意見も入るかと思うんですけども。はい、春山委員。

○春山委員 様々それぞれご意見があると思うんですけども、一点資料の確認をしたいんですが、議員定数の削減の23区の経過、確か千代田区が一番議員定数削減した時系列というのが古いというか、経過が古いと資料で認識しているんですけども、その資料が今回この中に含まれていないと思うんですけども、その点確認したいのと、改めて各区の状況が、千代田区の後には議員定数削減を確かに行ってきたと認識しているんですけど、そこを確認させてください。それと昼間人口、確かにこれだけ多くの昼間人口を抱えている中で、区

令和6年6月12日 議会運営委員会（未定稿）

と一概に区民、議員一人当たりの昼間人口、夜間人口ということだけで議論できることではないと思うんですけども、私たちは区民代表として、区民のためのお金の使い方、委任の仕方というのをきっちりと見ていかなければと思います。同時に先ほど牛尾委員がおっしゃられたようなインフラという意味での責務というのは、すごく大きなところがあると思うので、そこはそこで必要なところだと思いますが、もう2点目、令和4年の6月から議員定数が改選まで23名だったと思いますが、その1年ちょっとの間に、何か議会運営に重大な問題があったとか、もしくは運営に滞りがあって多様な意見が出されなかったとか、そのような議論は、議会の中であったのでしょうか。

○小野委員長 休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時51分再開

○小野委員長 再開いたします。お待たせいたしました。それでは、答弁からお願いいたします。

○石綿次長 それでは、春山委員からご質問のありました2点、ご答弁申し上げます。最初にこれまでの定数、議員の定数に関する推移などの資料ということでございました。こちらに関しましては、今、サイドブックに掲載させていただきましたが、本年3月の時点で資料要求をいただいてご用意させていただいた資料をお手元のサイドブックに掲載してございます。ご覧のとおり、3種類ほどございまして、千代田の議員定数に関しましては、直近では平成7年3月に今の25名に改正しているというところでございます。各区の直近の状況を一覧にした資料でございます。それから、その次の資料が、議員定数、議員1人あたりの人口の推移ということで、こちら千代田区の状況でございますが、過去25名の定数削減の前の、28名の削減などとともに、人口の推移を表にしたものでございます。それからもう一つは、先ほどもお話がありました議会費の推移ということで掲載している内容でございますが、こちら議会費の割合等々書いてございます。これも先ほどご説明させていただいたものと同じかなと思いますが、改めまして、もう一度掲載させていただいたところでございます。それからもう一点のご質問でございます。議員数が23名、定数を割り込んで23名になったときに、定数に関するご議論が議会内にあったかということに関しましては、私どもの記憶では、その時点では本格的な議論はなかったと記憶しているところでございます。以上でございます。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。それでは、本陳情の取り扱いについて皆さまいかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは本陳情につきましては、継続とさせていただきます。送付5-51、千代田区議会議員の定数・報酬・政務活動費の削減を求める陳情の陳情審査を終了いたします。

次に、②送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情、③送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書の2件の陳情については、一括で審査することで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問をお願いいたします。



これについては…（発言する者あり）。はい、大坂副委員長。

○大坂副委員長 この件に関しましては、現在公判中でもありますし、区の方では、第三者委員会が立ち上がり調査が進んでいます。また一方で、我々議会の方では、再発防止委員会が進んでいるというところでもありますので、それぞれの動きをにらみながらというところで、現状特に大きな進捗というものは少しずつというところがありますけども、そういったものが最終的に出るまでは、しっかりと見据えていかなければというところもありますので、ここは一旦継続という形で、判断は次回以降とした方がいいのかなと考えています。

○小野委員長 はい。皆さまそれでいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、本件2件の陳情につきましては、継続とさせていただきます。

送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情、送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書の陳情審査を終了いたします。

次に、④送付6-19、請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書の審査に入ります。

事務局から他区の状況などの情報はありますか。

○石綿次長 請願書・陳情書のオンラインでの提出に関する件でございますが、こちらに関しましては、私どもの特別区議会事務局長会、先日も開催されたところでございますが、そこでも意見交換が行われた状況でございました。こちらで受付を開始した区もわずかにあるようではございましたが、やはり本人確認などの課題もあるところがございまして、本区も含めてですが、23区全体としてはまだ積極的な動きというのはないような模様であったというところでございます。いずれにいたしましても、今後も各区の状況などの意見交換を行っていくことが、その場でも話として確認されたところですので、事務局としても各区の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆さまからどうぞ。はい、岩佐委員。

○岩佐委員 本人確認が一つの課題になっているというご答弁、ご説明でしたが、今窓口に来た人の本人確認はやっというらっしゃるんですか。

○石綿次長 こちらに関しましては、ご本人の署名などをもちまして確認させていただいている状況でございますが、オンラインになりますと、こういったところがなかなか難しいかなと考えてございます。

○小野委員長 はい、岩佐委員。

○岩佐委員 例えばPDF化も含めて、オンラインでもやり方があるかと思いますが、法改正そのものがあるということは、方針として、オンライン化を全国的に進めていこうよねと、多様な人がなるべく議会に参画できるような手法を広げていこうよねという趣旨での法改正との理解で間違いはないですか。

○石綿次長 岩佐委員のご指摘のとおり、これは自治法の改正というのは、コロナ化もございましたし、そういう趣旨で改正がなされたんだろうなと私どもも思っています。一部余談になりますが、この法改正による請願、陳情というところがございまして、それ以外にも、例えば国への意見書もオンラインでできるようであるとか、様々なものがオンライ

ンで可能になったと、法的にも認められるようになってきたというところもございます。このあたりに関しましては、実態として便宜的にそういったものを既にやっていた、やっているような内容についても法的に担保されてきたのかなというような受け止めもあるかと我々考えてございますが、一方でこの請願・陳情に関しましては、ご指摘のとおり様々門戸を広げるという意味では、電子申請なども踏まえながら、オンラインでの受付も可能にしていく方向というの、検討しなければいけないかなと私どもも思っております。また、一方でということで、なかなか煩雑な手続きを逆に求める必要も出てしまうかなというようなこともありまして、他区も色々様々動向を見守っているような状況もあるかなと思っております。個人の確認に関しましては、オンライン化をするにあたっていくつかの手法があるように、私どもも研究しているところでございます。その中で、請願に関しては、一つのやり方というのを採用して、実際に進めていくというようなことが、実行に移していく区もあるようではございますが、これが果たして私どもの区の請願・陳情の取り扱いとなじむのかどうか、実態の部分との照らし合わせということも必要かなと考えてございます。繰り返しになりますが、ご答弁変わらないところもございまして、引き続き動向は注視していかなければいけない内容なのかな、国の趣旨を踏まえればとそう認識している状況でございます。

○小野委員長 はい、岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。広く参画ということを一般的に申し上げましたけれども、例えば障害がある人とか、働いている人とか、平日9時5時、8時半から5時までですか、出せない人とか。本当に物理的に陳情、請願が出せない人っていうのは、いると思います。そういった意味での合理的配慮も含めまして、手続きの緩和は、ある程度は進めて行く方向に同意はするんですけど、技術的なもので、課題というのを、これは法改正したばかりの話ですので、もう少しどこどこが課題で、できるところというのを整理していただいて、資料として出していただければありがたいんですけど可能でしょうか。

○小野委員長 一旦休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時10分再開

○小野委員長 それでは再開いたします。（発言する者あり）。はい、次長。

○石綿次長 お待たせいたしました。今、岩佐議員の方からいただきました資料要求でございます。オンラインによる請願、陳情の様々な手法等々の可否でございますが、これに関しましては、私どもの方でも、現状を把握しているもの等々でございますので、岩佐委員とも調整をさせていただきながら、今お出しできるものは、おまとめして後日お出しさせていただきますと思います。

○小野委員長 はい、白川委員。

○白川委員 一つ気になるのは、やはりオンラインはハードルが低いので、例えば今回のような収賄事件みたいなことが起こったときに、SNSで千代田区にどんどん請願を出そうみたいな運動が起こったときに、莫大な数が来たときどう処理するんだみたいな不安はあるんですね。やっぱり、そこにハードルを高くするという努力がないと、これまでのように、もちろん量が増えるのは当然なので、これまでより迅速に処理する努力はしなければいけないですが、それでも追いつかないような数が来ることはできるだけ避けたいなとい

うふうに思います。

○小野委員長 はい。それでは、この陳情につきまして、いかがいたしましょうか。

〔「継続で」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは本陳情につきましては、継続とさせていただきます。

送付6-19、請願書・陳情書のオンラインでの提出を可能とするよう求める陳情書の陳情審査を終了いたします。

以上で、日程5の陳情審査を終了いたします。

6、その他。

何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 7、次回議会運営委員会の開会日時について。

6月18日火曜日、午前11時30分から開会いたします。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時12分閉会